

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という当社の経営理念のもと、継続的な企業価値の向上を図るべく、経営の健全性・透明性の確保に向けた実効性のあるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使(招集通知の英訳)】

当社は、平成29年3月末時点における当社の外国人株主割合(1.05%)を考慮し、現時点では招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後の外国人株主割合を勘案し、引き続き必要に応じて検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営ビジョン、中期経営計画および事業計画については当社ホームページ等で公表しておりますが、収益力・資本効率等に関する目標については提示しておりません。今後、経営ビジョン等の実現のために、具体的に何を実行するかについて、株主にわかりやすい言葉・論理で明確に説明を行うことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、取引先との関係強化や地域貢献の一環として、政策的に必要とする株式については、保有していく方針であります。また、政策保有株式については、毎年、取締役会で見直しを実施します。

政策保有株式の議決権につきましては、当社の企業価値向上に資するかどうかを基準に、提案された議案を検討のうえ、適切に行使用いたしません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会に付議・決議し、事後、結果を取締役に報告することとしております。関連当事者との取引については、年に1回、関連当事者に対して調査票を用いて、取引の有無・取引内容・条件等を確認・把握しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の経営理念、経営戦略および経営計画

当社の経営理念、経営戦略および経営計画につきましては、当社ホームページにて次のとおり公表しております。

・CSR報告書

(http://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/library/library_05.html)

・中期経営計画

(http://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/management/management_02.html)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1.1. 基本的な考え方」にて公表しております。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される任意の諮問委員会での審議を踏まえ、株主総会で承認された報酬金額の範囲内で、取締役会において決定しております。なお、任意の諮問委員会は、社外委員6名(社外取締役4名、社外監査役2名)および社内委員2名(代表取締役2名)で構成されております。

また、業務を執行する取締役および執行役員の報酬については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系となるよう、中長期的な業績連動報酬となる自社株報酬の導入を検討しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部(会長、社長)については、当社グループを率いるに相応しい、高い見識と経営能力を有する取締役を選任しております。

取締役・監査役候補者の指名および執行役員の選任については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される任意の諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会において、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を考慮の上、決定しております。(任意の諮問委員会の構成員は、報酬に係る諮問委員会と同様。)

(5) 取締役等の個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役および監査役候補者の選任理由につきまして、株主総会招集通知参考書類に個別の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

当社は、取締役会が決議する事項について、法令または定款に定めがあるもののほか、重要な組織の変更や経営計画等の重要な業務執行に関する事項を「取締役会規則」に定めており、それ以外の業務執行の権限については、社内規程に基づき、社長執行役員・担当執行役員に権限を委譲するほか、日常の業務執行の権限について業務執行部門の組織の長に権限を委譲しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会における意思決定の健全性、透明性を高め、取締役会による監督機能の強化を図るため、11名の取締役のうち、社外取締役4名を東京証券取引所が定める独立性基準を満たした独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役は、いずれも高い見識および経営に関する豊富な知識・経験を有しており、独立した立場で役割・責務を果たしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、取締役会において、会社法上の社外取締役であって、東京証券取引所が定める独立性基準を含め実質的に独立性を満たす者を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

当社取締役会は、営業・導管・製造・管理部門における知識・経験・能力を十分に有する業務執行取締役ならびに高い見識および経営に関する豊富な知識・経験を有する社外取締役により構成されております。取締役の員数は定款により15名以内と定められておりますが、現時点における取締役総数である11名前後が妥当な「規模」であると考えております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

当社取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めるよう努めております。

取締役および監査役の兼任状況は以下のとおりであります。

代表取締役	田村興造	広島電鉄株式会社	社外取締役
社外取締役	角廣 勲	株式会社広島銀行	代表取締役
社外取締役	椋田昌夫	広島電鉄株式会社	代表取締役
社外取締役	畝川 寛	中国電力株式会社	取締役 監査等委員
社外監査役	武井康年	株式会社広島銀行	社外監査役
社外監査役	田中優次	西部瓦斯株式会社	代表取締役

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性向上を目的として、全ての取締役および監査役に質問票を配布し、34の質問項目について4段階での評価を行うとともに、改善すべき点等について意見収集を行いました。

<「取締役会等の実効性評価のためのアンケート」の大項目>

1. 取締役会の構成
2. 取締役会への議案上程の状況
3. 取締役会の開催と通知
4. 取締役会の審議状況
5. 議事録
6. その他(情報提供、株主総会、独立役員、取締役会の独立性・客観性強化)

<結果概要>

アンケートの結果、当社取締役会は、各部門における知識・経験・能力を十分に有する業務執行取締役と、高い見識と経営に関する豊富な知識・経験を有する社外取締役によるバランスのとれた構成のもと、各質問項目に対し概ね適切であるとの回答が得られ、経営の監督と監視に十分な責任を果たしているとの結論が得られました。

一方で、取締役会全体の実効性をさらに向上させるためには、取締役会審議の活性化に資する取組み、社外役員に対する会社経営に関する情報提供の充実、社外役員から具体的な意見を聞く機会の拡充等について、検討する必要があることを確認しました。

今後は、上記課題に鋭意対応していくとともに、アンケートの継続実施などPDCAを回すことで、さらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、業務執行取締役および常勤監査役に対して、外部研修への参加に加え、定期的かつ継続的に専門家によるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、法改正等に関するセミナーを開催するなど、当社役員として職務遂行上または経営を監督するうえで必要となる法令等の情報や知識の習得に、継続的に努めております。

社外取締役・監査役に対しては、就任時における事業内容についての説明に加え、就任後においても、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的として、当社事業・課題に関する説明等を行っております。さらに、事業環境、業界動向等について情報提供できる体制を整備してまいります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1) 当社は、株主等から個別の対話(面談)について要望がある場合にはIR担当部門が対応しますが、必要に応じて、IR担当役員が面談に臨むことを基本方針とし、良好な関係構築に向けて建設的な対話に努めます。
- (2) 当社は、IR担当役員を株主との対話全般の統括責任者としており、経営企画部、総務部および経理部が連携してこれを補佐しております。
- (3) 当社は、株主との建設的な対話に関する取組みとして、経営トップが説明するアナリストを対象とした決算説明会や個人投資家を対象とした会社説明会の開催とともに、当社ホームページへの情報開示等の実施により、当社の経営方針、事業戦略等、事業に関する各種情報を提供し、当社への理解を深めてもらうよう努めております。
- (4) 当社は、上記説明会において投資家や証券アナリストから寄せられた意見ならびに株主アンケートにより寄せられた意見を、経営陣幹部にフィードバックし、今後の経営に役立てております。
- (5) 当社は、定期的かつ継続的にインサイダー情報の管理に関する教育を実施しておりますが、特に株主および投資家との対話に関わる担当者は、対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩谷産業株式会社	7,607,428	11.18
明治安田生命保険相互会社	3,855,000	5.66
株式会社広島銀行	2,840,000	4.17
日本生命保険相互会社	2,376,700	3.49
広島電鉄株式会社	1,860,000	2.73
第一生命保険株式会社	1,780,000	2.61
西部瓦斯株式会社	1,420,000	2.08
米田 正幸	1,252,000	1.84
広島ガス自社株投資会	1,218,239	1.79
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,100,000	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
角廣 勲	他の会社の出身者													
棕田 昌夫	他の会社の出身者													
北前 雅人	他の会社の出身者													
畝川 寛	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角廣 勲		角廣氏は、株式会社広島銀行の代表取締役であり、当社は同行と通常の銀行取引を行っております。	角廣氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。

棕田 昌夫	棕田氏は、当社が圧縮天然ガスの販売を行っている広島電鉄株式会社の代表取締役であり、平成25年6月25日開催の当社第159回定時株主総会において当社の社外取締役に就任しております。 また、当社代表取締役の田村興造は、平成24年6月28日開催の広島電鉄株式会社第103回定時株主総会において広島電鉄株式会社の社外取締役に就任しております。	棕田氏は、事業法人の経営者としての立場に加え、幅広い経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
北前 雅人		北前氏は、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
畝川 寛		畝川氏は、当社と同じエネルギー事業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	8	0	2	4	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	8	0	2	4	0	2	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役・監査役の選任および取締役の報酬に関する事項について、任意の諮問委員会を設置し審議しております。任意の諮問委員会は、社外委員6名(社外取締役4名、社外監査役2名)および社内委員2名(代表取締役2名)で構成されております。なお、任意の諮問委員会の委員長(議長)は、取締役会の議長(代表取締役会長)が務めることとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査役と会計監査人は、監査方針および監査報告等について定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

監査部は年間監査計画等に基づき、業務活動が法令、内部規程等に則り適正かつ効率的に実施されているか監査し、その結果を社長および監査役に報告するとともに、社内組織に助言・勧告を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武井 康年	弁護士													
田中 優次	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武井 康年			武井氏は、監査の独立性を強化するとともに、法律の専門家としての知識、経験を当社の監査に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監査という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
田中 優次			田中氏は、監査の独立性を強化するとともに、ガス事業に長年従事された豊富な経験と高い見識を当社の監査に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監査という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬の導入も含め、役員報酬制度の見直しを検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員報酬の内容(平成28年度支払分)

取締役(支給人数13名)に支払った報酬等の額 250 百万円(うち社外取締役5名 28百万円)

監査役(支給人数4名)に支払った報酬等の額 50 百万円(うち社外監査役2名 14百万円)

(注) 上記支給額には、平成28年6月24日開催の第162回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の報酬額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて、資料の事前送付および事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

< 取締役会 >

「取締役会」は、社外取締役4名を含む11名で構成され、原則として毎月1回、また必要に応じて開催しております。取締役会においては、業務執行に関する会社の意思決定を行うとともに、業務執行権限のある取締役の業務執行を監督しております。また、グループ会社の経営状況の報告も行われ、経営全般の監督を行っております。

< 経営会議 >

「経営会議」は、取締役執行役員6名、社内監査役2名、執行役員6名で構成され、原則として月2回、また必要に応じて開催しております。経営会議においては、取締役会から委譲された範囲内で代表取締役の意思決定を行うとともに、当社の経営企画部長が委員長を務める「グループマネジメント委員会」から業務の執行状況および経営状況の報告を受け、経営の監督を行っております。

< 監査役会 >

「監査役会」は、社外監査役2名を含む4名で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査方針および監査計画等に基づき実施する調査や取締役会等の重要な会議へ出席し、業務および財産の状況調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。また、子会社については、必要に応じて子会社から営業の報告を求めるとともに、業務および財産の状況を調査しております。

< 監査部 >

「監査部」は、年間監査計画等に基づき、業務活動が法令、内部規程等に則り適正かつ効率的に実施されているか監査し、その結果を社長および監査役に報告するとともに、社内組織に助言・勧告を行っております。

< 監査役機能強化に係る取組み状況 >

当該取組み状況については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役関係」の項に記載しております。

< 諮問委員会 >

当社は、取締役・監査役の選任および取締役の報酬に関する事項については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される任意の諮問委員会での審議を踏まえて決定することとしております。

任意の諮問委員会は、社外委員6名(社外取締役4名、社外監査役2名)および社内委員2名(代表取締役2名)で構成されております。

なお、任意の諮問委員会の委員長(議長)は、取締役会の議長(代表取締役会長)が務めることとしております。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の客観性・透明性を高め、取締役会の監督機能を強化するため、取締役11名中4名を社外取締役としており、監査役については、監査の独立性を強化するため、監査役4名中2名を社外監査役としております。

また、執行の迅速化および経営と執行の分離を図るため、執行役員制度を採用するとともに、各事業年度の責任を明確にするため、取締役および執行役員の任期を1年とするなど、継続的な企業価値の向上に資するガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年6月27日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができる電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	・招集通知を当社ホームページに掲載しております。 ・ビデオ上映やパワーポイントを利用するなど、株主総会のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年4回程度、証券会社の窓口等で募集した個人投資家を対象に説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向け説明会を、年2回(中間、期末決算発表時)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、CSR報告書等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題については、「広島ガスグループは、事業活動を通じてエネルギーと資源の効率的利用を追求するとともに、地域・地球環境保全を推進し、社会の持続可能な発展に貢献する」という理念の下、広島ガスグループとしての「環境行動指針」を策定しております。具体的には、お客さま先での環境負荷の低減、事業活動における環境負荷の低減、地域環境保全への貢献などを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保し、継続的な企業価値の向上を図るため、下記のような内部統制制度を構築しております。

記

1. 内部統制制度における各経営組織の役割

(1)取締役会

取締役会は、内部統制の内容を決定し、業務執行を行う取締役および執行役員による内部統制の執行状況を監督する。内部統制の内容については、絶えざる見直しが必要であり、取締役会は、担当取締役、監査部および監査役からの報告を踏まえながら、内部統制の内容改善を必要に応じて決定する。

(2)代表取締役

取締役会によって決定された内部統制を遂行し、その機能を維持する責任は、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役にある。代表取締役は、監査部、監査役その他の取締役ないし執行役員の意見を聴取した上で、内部統制システムの改善を取締役に提案する。

(3)監査役会

監査役会は、取締役会による内部統制の内容決定および、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役および執行役員による内部統制の維持・遂行を監査する。

監査役会は、監査部および会計監査人から内部統制の状況について報告を受け、改善が求められる内部統制上の欠陥について代表取締役または取締役会に報告する。

2. 会社の経営組織の構造

(1)執行役員制度

執行の迅速化および経営と執行との分離を図るため、平成16年4月より執行役員制度を導入し、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めている。

(2)取締役および執行役員の任期

取締役および執行役員の任期については、各事業年度の責任を明確にするため、1年としている。

(3)取締役会の構成

取締役会は、審議の充実を図り、意思決定過程の健全性、透明性を高めるため、平成21年6月より業務執行取締役を減員し、社外取締役の割合を高めることとしており、業務執行取締役および執行役員で構成する経営会議で審議された事項の報告・説明を受け、意思決定を行っている。

(4)監査役会の構成

監査役会は、監査の独立性を強化するため社外監査役2名を含む4名から構成されており、社長の直轄部門である監査部および会計監査人から定期的に報告を受け、必要に応じ協議を行い、業務執行の適法性を監査している。

3. リスク管理および法令遵守のためのシステム

各種のリスクを管理し、使用人の職務執行の適法性を確保するため、以下のような体制を整備している。

(1)自然災害等に対する対応

ガス供給の安定性・安全性を阻害するような大規模な自然災害等によるリスクに対しては、予め規程化している「地震等防災対策要領」に従い、災害・事故発生時の緊急情報連絡体制・指揮命令体制等を整備しており、定期的な想定訓練を実施し、被害拡大の最小化を図っている。

(2)記録の管理

取締役会その他の取締役の職務の執行に係る情報については、議事録、稟議書および契約書等を、その保存媒体に応じ規程等に則り、十分な注意をもって保存・管理している。

(3)情報システムのセキュリティ確保

情報漏洩等によるリスクに対しては、「情報セキュリティポリシー」に従って、情報セキュリティ委員会を中心とした体制を構築し、個人情報の取り扱いに関する社内啓蒙活動をはじめ、情報漏洩事故の発生防止に努めるとともに、発生時における情報開示等のあり方についても規程化し、機動的な対応を図っている。

(4)コンプライアンス(法令遵守)体制

定期的にコンプライアンス教育および意識調査を実施することにより、役職員にコンプライアンス意識を根付かせ、法令違反を許さない企業風土を醸成している。

また、平成16年4月に、社長および2名の社外弁護士からなる「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス施策の決定ならびに制度の運用状況の把握と是正策について協議する体制を整備するとともに、当社グループの社員が、直接、企業倫理委員会の委員等に相談・報告することができる「社員相談報告制度」を導入し、自浄機能の強化を図っている。

なお、本制度発足に先立ち作成された「広島ガスグループ社員行動指針」を平成21年9月に見直すとともに、「コンプライアンスカード」を配布するなど社員の意識の啓蒙に努めている。

(5)財務報告の適正確保

経理規程その他の社内規程を整備し、会計基準その他関連諸法令の遵守を徹底するとともに、当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、体制の整備・改善に努めることにより、その適正を確保している。

(6)企業グループの業務の適正確保

グループ各社の業務遂行については、業務遂行の基準となる規程の整備等を通じて、リスクを未然に防止するとともに、主要な連結対象会社の役員を親会社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職務の執行状況を直接把握している。また、グループ各社への監督機能を強化するため、平成21年5月に内部統制推進部(平成28年4月に総務部に機能を移管)を設置するとともに、主要な事項については、同年9月に設置された「グループマネジメント委員会」において事前審議を行い、その結果について報告を受けている。さらに、グループ各社に対し、監査役および監査部による定期的な業務監査ならびに会計監査人による財務状況に関する監査を実施し、重要情報の報告を受け、これらの情報を通じて取締役会は、当社グループの経営方針の審議・策定を行っている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「広島ガスグループ社員行動指針」において、法令や社会的規範を遵守し、良き企業市民として行動することを行動原則のひとつと定め、反社会的勢力との一切の取引を禁止する旨を明示し、遵守の徹底を図っている。

この指針に基づき、反社会的勢力との関係断絶をコンプライアンス上の重要項目として位置付け、グループ各社に対応統括部署を設置し、取引防止のための対応を行っている。

また、財団法人暴力追放広島県会議に所属し講習会に出席するなど、情報の収集に努めているほか、事案の内容によっては、警察署や法律事務所等の外部機関とも連携し、具体的な対応方法を決定している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社は、株主・投資者の皆様への投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報については、情報の重要性、情報の開示の時期等を適切に判断し、全ての株主・投資者の皆様に対して、公平、正確かつ迅速に会社情報を伝達するよう努めております。

このため、適時開示の対象となる重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程を定めるなど、社内体制の整備を進めております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

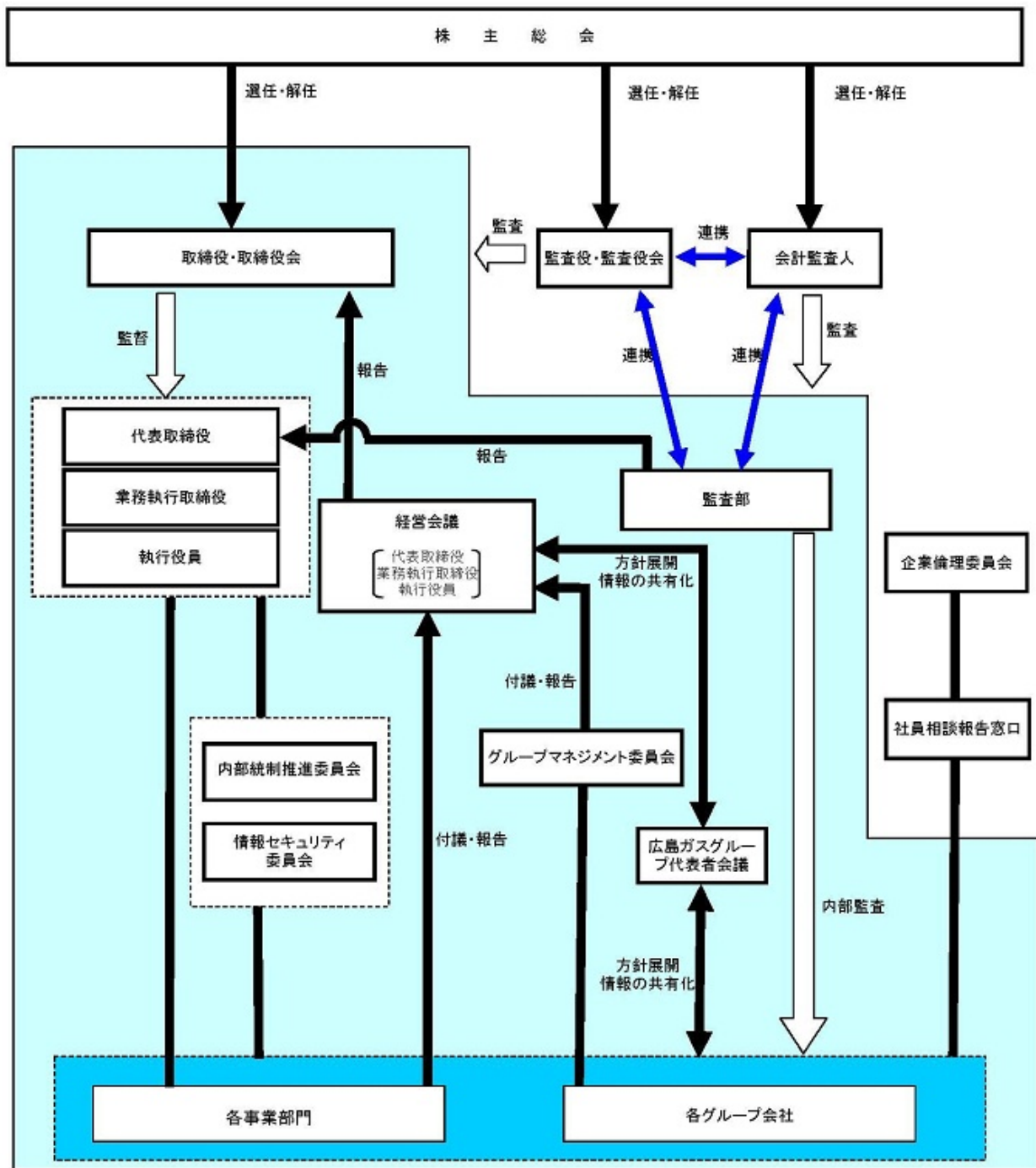
当社は、社内規程(内部情報管理規程)により、東京証券取引所の適時開示規則に定める適時開示情報に該当すると疑われる情報について、漏洩、紛失等が発生しないよう、当社役職員に対し情報の厳格な管理を実施させております。

適時開示に係る会社情報について、情報取扱責任者である総務部長は、適時開示の必要性、開示時期及び方法について経理部および経営企画部と協議し、証券取引所及び報道機関へ適時適切に開示しております。

各事業部門および各グループ会社から経営会議へ付議・報告される事項については、予め情報取扱責任者である総務部長に伝達されることとしており、開示情報の見落とし等の防止に努めております。

適時開示に係る会社情報のうち、重要な情報については、原則として代表取締役の承認を得て開示することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制の概略図



<適時開示に関する模式図>

